

浦安市宿泊税制度(案)
について

令和8年6月

浦安市財務部市民税課

目 次

第1	はじめに	1
第2	宿泊税導入の背景	2
1	浦安市の現状	2
(1)	本市の特徴	2
2	財政状況の課題	3
(1)	本市の財政状況	3
(2)	来訪者の増加に伴う行政需要と観光振興の課題	4
3	宿泊税導入の目的	5
(1)	財政状況及び来訪者状況などの課題を踏まえて	5
第3	宿泊税の使途	6
1	宿泊税を活用した使途の方向性	6
(1)	浦安市の観光振興施策の方向性	6
2	使途のイメージ	6
(1)	観光まちづくりの推進	6
(2)	地域観光マーケティングの推進	6
(3)	推進基盤体制の強化	7
3	使途の検証	7
第4	宿泊税の制度概要	8
1	制度概要	8
2	市内宿泊者が支払う税額と本市の税収	9
(1)	宿泊者が支払う宿泊税	9
(2)	本市の税収	9
3	税の納入及び報奨金の交付事務	9
(1)	特別徴収義務者による宿泊税の納入事務	9
(2)	特別徴収義務者報奨金の交付事務	9
4	条例の見直し	9

第1 はじめに

浦安市では、将来にわたる安定した財政基盤の確保に向け、市税徴収率の向上や国・県支出金の確保、基金・地方債の適正活用などにより、歳入の確保と財源の有効活用に取り組んでいます。

一方、市内テーマパーク等には令和6年で年間約4,100万人（観光入込客数）^{※1}が来訪し、宿泊者も年間約800万人^{※2}と来訪者に伴う行政需要への対応が課題となっています。

このため、本市では学識経験者や宿泊・観光関係者で構成する「浦安市宿泊税導入検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、新たな財源として「宿泊税」を検討し、先行自治体の事例や各種アンケート結果を踏まえ、導入の妥当性、使途、課税要件等について多角的な観点から検討を重ねてきました。

この度、本市では、検討委員会が作成した「新たな税財源の確保としての宿泊税導入の検討結果報告書」（令和7年1月）を踏まえ、浦安市宿泊税制度（案）を作成いたしました。

※1 出典：千葉県「令和6年千葉県観光入込調査報告書」による

※2 出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」による

第2 宿泊税導入の背景

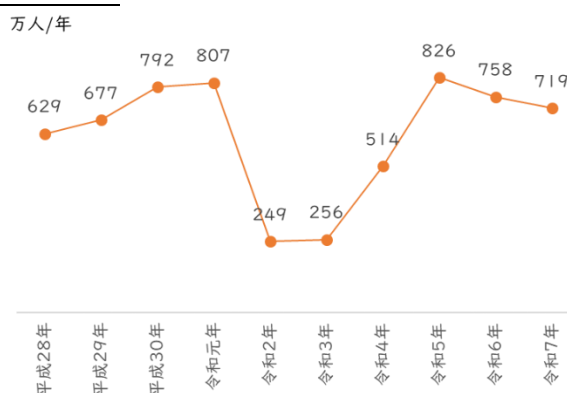
1 浦安市の現状

(1) 本市の特徴

本市は、新浦安駅から東京駅まで約15分と都心への交通アクセスに優れていることから、首都圏のベッドタウンという側面を持っています。

一方で、市内の宿泊施設における総客室数は約13,000室超と県内最大規模となっており、国内外から多くの旅行者が訪れる観光都市としての側面も併せ持っています。

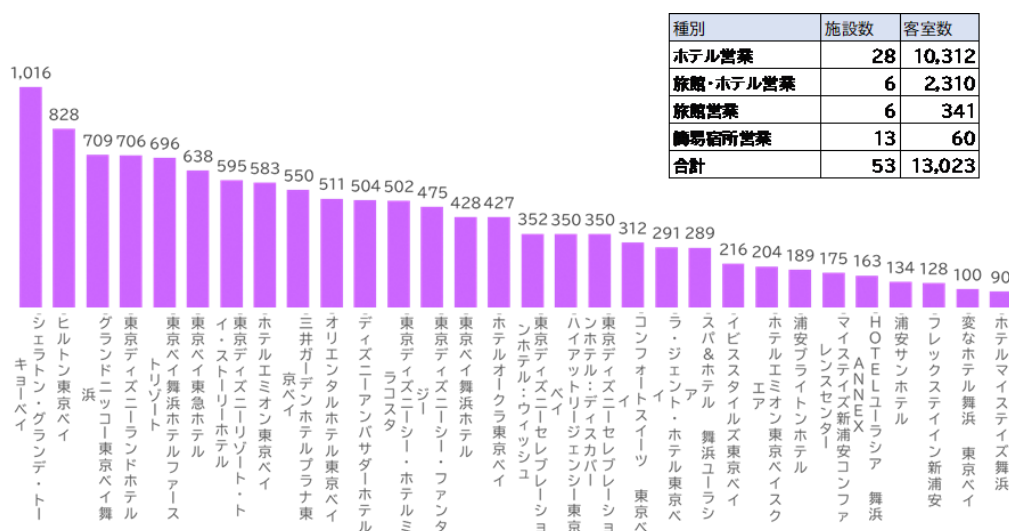
市内宿泊客総数の推移



出典：千葉県「千葉県観光入込調査報告書」（平成28年～令和4年）

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」（令和5年～令和7年）

市内の旅館・ホテル施設と客室数（令和6年3月末時点）



千葉県 HP「千葉県オープンデータサイト」における「環境衛生関係施設一覧」の「旅館・ホテル一覧」（令和6年3月末時点）から施設名を取得し、各宿泊施設 HP 等から客室数を取得。グラフは、客室数の多い上位30位の宿泊施設を掲載。

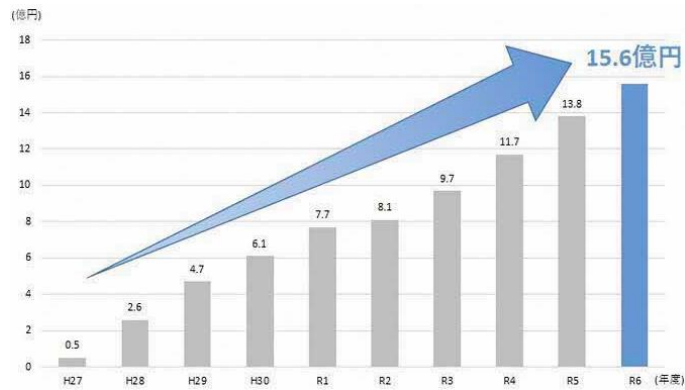
2 財政状況の課題

(1) 本市の財政状況

本市の財政力指数は、1.48（令和6年度）※³と全国的に高い水準にあります。一方で、充当倍率※⁴は1.84（令和6年度）※³と県内で最も高く、財政力指数が高いものの、数値ほど財政余力がある状況とはいえ、経常的な支出が大きい状況にあります。また、ふるさと納税による市税の流出額の増加やインフラ設備の老朽化に伴い、今後も多額の歳出が継続的に見込まれています。

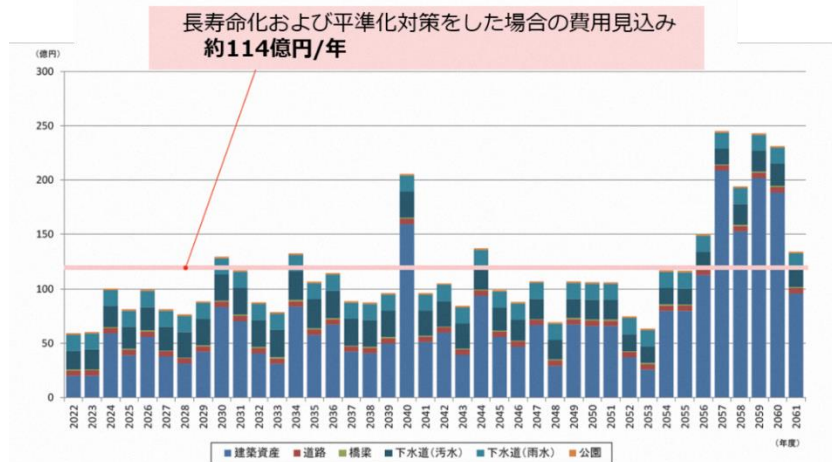
こうした課題に対応するため、「第3次浦安市行政運営刷新計画」（令和8年3月）に基づき、行政改革を推進しています。

ふるさと納税による減収額の推移



出典：「市町村税課税状況等の調」における寄附金税額控除額

公共施設等の将来費用の試算結果



出典：浦安市「浦安市公共施設等総合管理計画【令和3年度改訂】」（令和4年3月）

※³ 出典：総務省「市町村決算カード」（令和6年度）

※⁴ 充当倍率とは、経常経費充当一般財源を基準財政需要額で除した値であり、固定的にかかる経費が標準的な財政需要と比べてどの程度であるかを示した指標であり、数値が高いほど人件費・扶助費等の固定的支出が大きいことを表している。

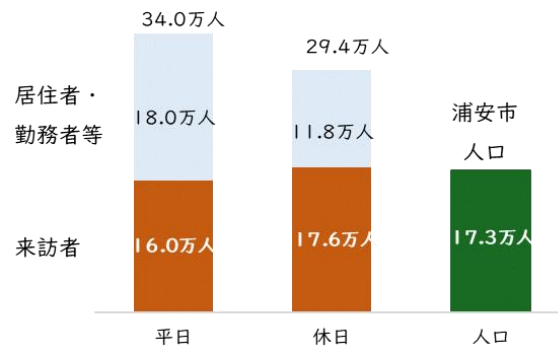
(2) 来訪者の増加に伴う行政需要と観光振興の課題

本市への来訪者の増加に伴い、救急搬送の需要の高まりをはじめ、インフラ整備、ごみ処理など、さまざまな行政需要への対応が求められています。特に舞浜地区では来訪者に対する救急出動が多く発生しているため、救急体制の強化に向けて、(仮称)消防署舞浜出張所の整備を進めているところです。

一方で、観光振興における課題として、来訪者の消費行動が舞浜エリアに集中しており、その経済効果が市内の地域産業へ十分に波及していない点が挙げられます。

今後、地域経済の活性化を図るためには、この経済効果を広く波及させる仕組みづくりが不可欠であり、観光マーケティングをはじめとする振興施策を戦略的に展開していく必要があります。

市内の来訪者数（令和7年度）



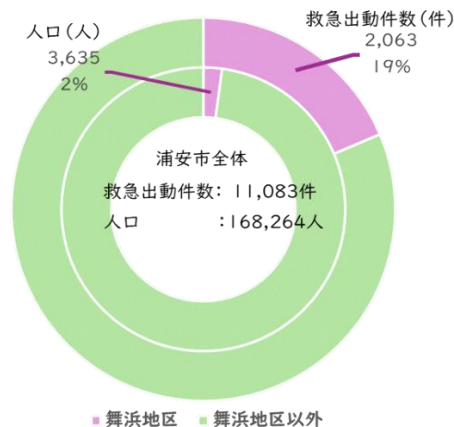
出典

居住者・勤務者等、来訪者：

- ・KDDI location Analyzer 「国内居住者」データにおける令和7年度 14:00 時点の浦安市内滞在者の日平均値。勤務者等には市外からの勤務者等を含む。
- ・勤務者等とは、直近1カ月間で平日日中に本市に滞在している人（市外からの勤務者、就学者など）

※人口：浦安市「住民基本台帳人口」（令和7年3月1日時点）

舞浜地区における救急出動件数（令和7年度）



出典

救急出動件数：浦安市消防本部データより作成。令和7年度中の救急出動件数

※人口：「住民基本台帳人口」（令和7年3月31日時点）

3 宿泊税導入の目的

(1) 財政状況及び来訪者状況などの課題を踏まえて

本市は、市内外はもとより世界各国から多くの観光客が訪れる世界規模の観光地を有する一方で、首都圏のベッドタウンとしての側面も持つ、全国的にも特徴的な都市構造を有しています。

このような地域特性を踏まえると、本市における宿泊税導入の目的は、先行導入自治体と同様に、「都市の魅力向上」や「観光振興」を図ることに加え、中長期的な持続可能性の観点から、「来訪者と住民が安全・安心に滞在できる受入環境の維持・充実を図る施策」に必要な費用へ充当することを考えています。

宿泊税とは？

宿泊者が宿泊施設に宿泊する際に課される法定外目的税で、主に観光地の財政支援や観光施設の整備に充てられる地方税です。国内では、東京都の宿泊税導入を皮切りに45自治体（令和8年6月現在）が宿泊税の導入を決定しています。

法定外目的税とは？

地方税法にあらかじめ定められていない税目（法定外税）で、かつ使い道を特定して課す税金のことです。

第3 宿泊税の使途

1 宿泊税を活用した使途の方向性

(1) 浦安市の観光振興施策の方向性

本市は、世界規模の観光地を有する首都圏のベッドタウンという特徴を踏まえ、来訪者の増加に伴う行政需要への対応を図るとともに、観光振興を通じた都市の魅力向上及び地域経済の活性化を推進し、来訪者と住民が安全・安心かつ快適に過ごせる持続可能な観光まちづくりに取り組むことが重要だと考えています。

このような考えのもと、以下の3点を観光振興施策の基本的な方向とします。

1. 観光まちづくりの推進
2. 地域観光マーケティングの推進
3. 推進基盤体制の強化

2 使途のイメージ

宿泊税を活用した使途のイメージについては、以下に示す関連事業を中心に推進していくことを想定しています。

(1) 観光まちづくりの推進

○安全・安心で快適な受入環境の整備

来訪者の増加に伴う行政需要に対応した、来訪者と住民双方が安全・安心で快適に滞在・生活できる受入環境の整備。

○地域観光コミュニティの活性化

地域がより多様な観光客を受け入れられるよう地域の力を高めるとともに、観光消費の拡大に向けた地域の観光関連事業者や関係団体等の交流・連携の促進と、今後の観光産業の担い手づくりの推進。

(2) 地域観光マーケティングの推進

○地域観光マーケティングの推進

観光需要の変化に的確に対応した持続的な観光振興を図るため、データに基づく観光マーケティングの実施による効果的な誘客・情報発信や滞在時間・観光消費の拡大。

○地域産業との連携促進

地域の特色ある産品や技術、歴史・文化資源を活用した魅力的な観光コンテンツの開発・発信の支援による観光消費の拡大及び地域への経済波及効果の向上。

○観光 DX の推進

デジタル技術を活用した旅行者の満足度や利便性の向上と、来訪者の行動データ分析及びデジタルサービスの活用による観光地経営の高度化を図った持続可能な観光地づくり。

(3) 推進基盤体制の強化

○安定継続した観光振興に向けての推進基盤体制の強化

宿泊税を活用した観光振興施策の実効性を高めるための行政及び観光地域づくりを担う関係組織の機能強化。

3 使途の検証

導入前に検討組織を設置し、宿泊税を活用する使途を決定します。導入後は、随時検証を行います。また、使途の透明性の確保のため、適切な情報公開を実施します。

第4 宿泊税の制度概要

1 制度概要

項目	内容
税目名	浦安市宿泊税
課税方式	観光振興等の法定外目的税
課税客体	市内に所在する次の施設又は住宅（以下、「宿泊施設」という。）への宿泊 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
課税標準	宿泊施設への宿泊数
税率	定額制 50円 ※千葉県は、定額制150円。市内宿泊者は、本市分と県分が課される。
免税点	なし
課税免除	・教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊 ① 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の幼児、児童、生徒、学生又はその引率者 ② 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者 ③ 地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又は引率者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分を翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合、3ヵ月分まとめて申告納入を可能とする。
特別徴収義務者 報奨金	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%を交付 （導入当初5年間は0.5%を加算して3.0%とし、全て納期内納入かつ全て電子申告の場合は、更に0.5%を加算して3.5%とする）
納入先/報奨金	税は千葉県へ申告納入、特別徴収義務者報奨金は千葉県から交付
罰則規定	帳簿の記載義務違反等に関する罪 納税管理人に係る不申告に関する過料
使途	・観光まちづくりの推進 ・地域観光マーケティングの推進 ・推進基盤体制の強化
交付金配分	県が徴収した宿泊税の1/3の8割を各市町村の宿泊者数、残りの2割を各市町村の旅行者数に応じて按分して算出した額を配分
導入時期等	令和8年12月議会に条例上程し、令和10年9月の導入を目指す

2 市内宿泊者が支払う税額と本市の税収

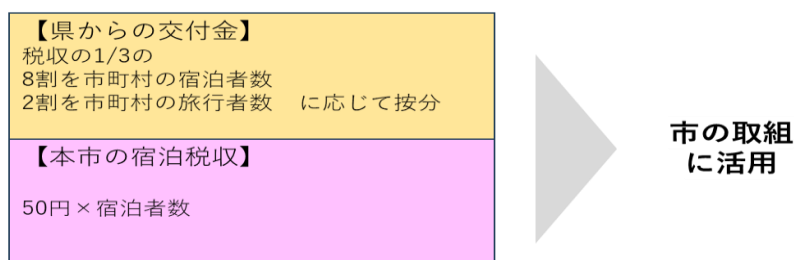
(1) 宿泊者が支払う宿泊税 (本市 50 円、千葉県 150 円)

市内宿泊施設の宿泊者は、1 人 1 泊あたり 200 円の宿泊税となります。

(2) 本市の税収

本市の宿泊税に加え、千葉県の宿泊税の一部が市町村交付金として千葉県から本市に宿泊者数と旅行者数に応じて交付されます。これらの税収を、本市の取組に充てたいします。

<税率のイメージ>



3 税の納入及び報奨金の交付事務

(1) 特別徴収義務者による宿泊税の納入事務

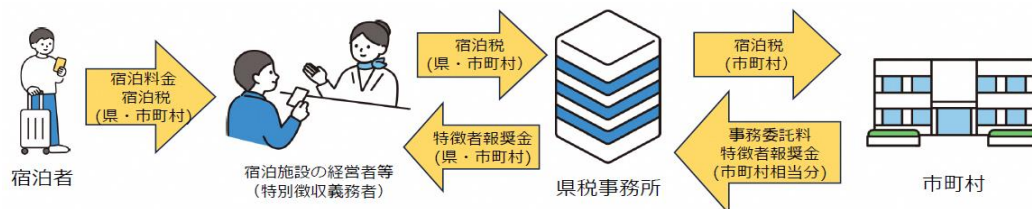
徴収事務負担の軽減を図るため、地方自治法に基づく事務委託制度を活用し、本市の宿泊税に係る賦課徴収事務の一部を千葉県が実施します。

これにより、特別徴収義務者である宿泊施設の経営者等には、本市分と千葉県分の宿泊税を合わせて千葉県へ一括して納入していただく仕組みとします。

(2) 特別徴収義務者報奨金の交付事務

本市における特別徴収義務者報奨金も千葉県の報奨金と合わせて、千葉県が一括して特別徴収義務者へ交付いたします(報奨金の内容につきましては、前ページ「特別徴収義務者報奨金」をご覧ください)。

<徴収事務のフローイメージ>



4 条例の見直し

条例の見直しについては、条例施行後、5年を目途に検討を行います。